

京都市文化財保存活用地域計画における措置の進捗状況について

1 計画の趣旨について

地域社会総がかりで文化財を継承していくことを目的に改正された文化財保護法（平成31年4月施行）を受け、本市においても「文化財保存活用地域計画」を令和3年7月に策定した。

本計画は、文化財保護法及び京都市文化財保護条例による保護の対象となる「文化財」に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のもの全てを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図るものである。

【基本理念】

京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える

【基本方針】

- ① 見つける（価値を調査する）
- ② 知る（身近に感じ、価値を知る）
- ③ 守る（価値を維持継承する）
- ④ 活かす（価値を育て創造する）

2 「京都文化遺産の維持継承に関する措置」の進捗状況（令和5年度実績）

第5章に記載する「京都文化遺産の維持継承に関する措置」のうち、本市が主体となって取り組む措置142件における令和5年度の進捗状況は以下のとおりである。（詳細は別紙のとおり）

【実施状況＜全体＞】

| | 措置数 | 実施中又は実施済み /その他 | 未着手 |
|---------|---------|-------------------|--|
| 全体 | 142件 | 138件（97.2%）※ | 4件（2.8%） |
| | （令和3年度） | 137件 | 5件 |
| (1)見つける | 13件 | 13件 | 0件 |
| (2)知る | 32件 | 32件 | 0件 |
| (3)守る | 69件 | 65件 | 4件 |
| (4)活かす | 28件 | 28件 | 0件 |
| 番号 | — | 右記以外 | 100、104、106、135 |
| 備考 | — | — | 新規措置のうち、関係機関と調整中のもの、実施予定時期が未到来で実施していないもの |

＜うち新規措置＞

| | 措置数 | 実施中又は実施済み | 未着手 |
|----|-----|-----------|-----|
| 合計 | 24件 | 20件 | 4件 |
| 短期 | 15件 | 14件 | 1件 |
| 中期 | 6件 | 3件 | 3件 |
| 長期 | 3件 | 3件 | 0件 |

3 地域計画部会（11月12日開催）での主な御意見

- ・ 未着手の措置番号 100「京都文化遺産の担い手が相互に連携・情報交換を行う場の提供」について、この「京都の文化遺産の担い手」は時とともに変化している。行政としての京都市、文化財所有者、周辺住民、一般市民、そして観光客と。近年は観光客も急増しており、ホテル事業者などもパートナー、担い手ととらえて戦略的に考え、京都市の根幹である文化資源・文化財を守っていく必要がある。
- ・ 文化財を保護・保全していくための技術者や原材料の確保なども重要である。たとえば屋根葺技術の継承という点では、清水に文化財保存技術研修センターがあり、庭園であれば文化財庭園技術者協議会がある。担い手とは何かについて、共通認識を持つ必要があるのではないか。
- ・ 令和5年度の主な取組事例の紹介に関し、4つの基本方針において京都市がどこに重点を置いているのかが分かるようバランスよく掲載いただきたい。例えば基本方針「(2)知る」においては、国内外への発信など観光分野の取組が多いが、むしろ「(2)知る」は、歴史を知って文化財にどんな価値があるのか学びながら担い手を育てていく、という趣旨だと思う。当該年度の主だった事業を紹介いただくよりも、京都市として取り組まれていることをまとめていただく方が良い。
- ・ 文化行政においては、たとえば観光客誘致の施策等と違い明確な数字で実績を示すことは難しいが、実績や数値を出せる場合はできるだけ数値化して報告するよう努めてほしい。
- ・ 文化財保護の担い手という点では、措置番号 104「文化財保護活用支援団体の指定」も関係すると思う。担い手としてどういった団体を想定し、何を求めていくのか。これはもう少し早くに着手してもよかったのかなと考える。具体例を調査するなど、検討いただきたい。
- ・ 文化財保護の取組を京都市が全部やるということではないと思う。例えば基本方針「(1)見つける」のなかには、子供たちを含めた市民すべてが知る喜びが含まれていると思う。市だけが頑張るというのではなく、市民や大学・研究機関等も担い手となり協力して取り組んでいくべきである。

4 令和5年度進捗状況に係る総括

計画に記載する措置が概ね実施中又は実施済みとなる一方で、令和4年度に引き続き4つの措置が未実施となっている。

コロナ禍を経て、観光客の動向や地域行事の変化など、文化財を取り巻く環境が変わりつつあることを踏まえ、今後も文化財の保存と活用に向けた取組を一層推進していく。また、本市の様々な取組を市民へより分かりやすく伝えるよう、引き続き効果的な情報発信に努める。

(参考) 京都市文化財保護審議会「地域計画部会」について

1 設置の趣旨

本市では、京都市文化財保護審議会からの答申「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」(平成31年3月)を受け、令和元年度から同審議会に地域計画部会を設置して「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、令和3年7月に文化庁から認定を受けた。

計画の推進に当たっては、地域計画部会において引き続き御意見をいただきながら、定期的に計画を見直すとともに、次期計画策定に向けた準備を進めていく。

2 委員名簿<敬称略、五十音順>

(1) 京都市文化財保護審議会委員

| 氏名 | 職名等 |
|-----------|------------------|
| 尼崎 博正 | 瓜生山学園京都芸術大学 名誉教授 |
| 岩崎 奈緒子 | 京都大学総合博物館 教授 |
| 下坂 守(部会長) | 京都国立博物館 名誉館員 |
| 日向 進 | 京都工芸繊維大学 名誉教授 |
| 八木 透 | 佛教大学 教授 |

(2) 京都市文化財保護条例施行規則第41条第5項により参画いただく委員等

| 氏名 | 職名等 |
|-------|-----------------------|
| 畑中 英二 | 京都市立芸術大学 教授 |
| 宗田 好史 | 京都府立大学 名誉教授/関西国際大学 教授 |
| 山本 記子 | 一般社団法人国宝修理装演師連盟 理事長 |

3 開催実績

| 日程 | | |
|-----|--------|----------------------|
| H30 | 3月29日 | 京都市の文化財保護の在り方検討部会準備会 |
| | 7月3日 | 第1回京都市の文化財保護の在り方検討部会 |
| | 10月24日 | 第2回京都市の文化財保護の在り方検討部会 |
| | 12月17日 | 第3回京都市の文化財保護の在り方検討部会 |
| R1 | 11月6日 | 第1回地域計画部会 |
| R2 | 1月29日 | 第2回地域計画部会 |
| | 3月27日 | 第3回地域計画部会 |
| | 7月21日 | 第4回地域計画部会 |
| R3 | 1月14日 | 第5回地域計画部会 |
| R4 | 10月31日 | 令和4年度地域計画部会 |
| R5 | 10月30日 | 令和5年度地域計画部会 |
| R6 | 11月12日 | 令和6年度地域計画部会 |